

各団体の社会保障改革に関する提言の比較
 (平成 23 年 2 月 19 日「社会保障改革に関する集中検討会議」提出資料より)

事項	項目	日本経済団体連合会	経済同友会	日本商工会議所	日本労働組合総連合会
1. 総論的事項	社会保障改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。 ・ 足元の社会保障基盤をまずもって堅固にするための歳入改革への理解を得る。 ・ 自助、共助、公助のバランスをとりつつ、国民の負担で賄う社会保障範囲をあきらかにする。給付の効率化、適正化を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障制度改革は待ったなし。社会保障制度改革に当たっては、将来におけるあるべき国の姿と日本型社会保障制度のあり方を明らかにし、国民の将来生活への不安を払拭することが望ましい。このため、力強い経済成長の実現、持続可能な社会保障制度の再構築、具体的な指針に基づいた歳出全体の徹底的な見直し、財源の確保を図るための総合的な改革に取り組むべき。 ・ まずは社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位と財政健全化等を総合的にパッケージとして捉え、中長期的な歳出の見通しを明らかにしつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障改革の基本方針と方向は、①社会を支える中間層の再生と経済社会の好循環を取り戻す、②人生後半期に偏重した制度から、全世代型の体系への転換、③給付と負担の将来推計を行い、安定財源確保に向けた税制改革を行う。 ・ 積極的社会保障政策への転換が必要。 <ol style="list-style-type: none"> ① 待ちのセーフティネットから就労を軸としたトランポリン型の社会保障へ ② 救貧型から能動的・自立支援型へ ③ 各制度縦割りから、総合的・包括的システムへ ④ 受給者からステークホルダー民主主義をベースとした参加型社会保障へ ⑤ 高齢期偏重から全世代支援型へ
	目指すべき社会保障（給付と負担）の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付と負担にかかわる全体像、社会保障費の安定的確保と財政健全化の同時達成の必要性を国民各層にわかりやすく説明。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる持続可能な社会保障制度への再構築（年金、医療、介護の一体改革）が必要。その際は、「公」に過度に依存することなく、個々人の自立を重視した経済・社会制度を構築する等の観点を踏まえ、「自助と共助」（個々人の自立、及び保険制度としての助け合い）をベースとし、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分を公費負担で補うという考え方を堅持。 ・ 予想される社会保障給付費の増大を専ら現役世代及び企業に負担を求めていくことも限界。現役世代と高齢者の人口動態がほぼ正確に把握できる今後 30 年間を見据え、給付と負担のバランスについて再検討し、少子高齢化社会に対応できる持続可能な社会保障制度の再構築を早期に進める必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ めざすべき社会保障の姿は、①ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）政策の推進、②「人間の安全保障」が完備された社会をつくる、③「積極的社会保障政策」と「積極的雇用政策」を連動、④全世代支援型への転換。 ・ 積極的社会保障政策において、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみ、②第2のセーフティネット（三層構造による社会的セーフティネット）を確立、③高齢期の安心を保障、④安心の住まいを保障、⑤社会保障の運営主体として労使等が運営に参画する「社会保障基金（仮称）」を創設、の5つの重点戦略を推進。その基盤として、医療・介護・福祉サービスの担い手の育成・確保、国と地方の役割分担と連携強化、制度運営における当事者自治とガバナンスの確立、安定的な財源確保、などが必要。
	超党派での議論の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障制度は長期にわたり国民生活に大きく影響。長期に安定的な制度を構築することが必要。 ・ 超党派による協議の場を通じ、社会保障制度の方針や財源の考えを共有化。国、地方、国民各層の役割・負担、改革スケジュールを明示。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障制度への国民の信頼を高めるためには、政権が変わっても、基本的な制度内容を大きく変更すべきでない。 ・ 今後の社会保障改革について、政府・与党、各政党がビジョンを示し、超党派、労使、国民各層代表による国民的な「協議の場」を設置し、国民合意のもとに改革を進めていく必要。

2. 番号	番号制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付付き税額控除の導入に向けた社会保障・税共通番号の導入は急務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税と社会保障に共通の個人番号を導入し、所得捕捉の強化、社会保障における負担と給付を個人ベースで可視化する。 ・ 納税者番号制度の導入により、申請手続きが簡素化され、社会保障の運営事務コストが削減できる。所得・負担・給付に関わる情報の一元化とその共有化により、縦割りの行政サービスが変わる。 ・ 納税者番号には、住民基本台帳ネットワークによる住民票コードを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会保障制度の再構築、歳出全体の見直しと税財源の確保を前提とした総合的な改革には、社会的インフラとして、社会保障と税に共通した番号制度の早期導入が極めて重要。 ・ 共通番号の記載の義務付けの範囲や共通番号に紐付けされた情報の活用できる場合を法令によって定めるとともに、制度のメリットや導入コストの試算、リスク管理方法等を明らかにしつつ、より緻密・詳細な検討を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金保険料納付記録と給付等の管理、所得比例年金の一元化に向けた所得把握の徹底、さらに低所得層への給付付き税額控除適用等のため、社会保障制度と税制に活用できる共通番号制度を早急に導入する必要。 ・ センシティブ情報も含まれることから、慎重な対応が必要であり、まず年金（現金給付）と税務の範囲からスタートさせるべき。 ・ 国民に対して、番号導入のメリット・デメリットとその対策等をわかりやすく情報発信すべき。
3. 医療・介護	医療保険・介護保険制度の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者医療制度については、当面、前期高齢者も含め、税負担割合を拡大し、高齢者の窓口負担を引上げ。 ・ 2025年に向けた対応としては、高齢者医療給付の6～7割の税投入。 ・ 介護保険について、当面、税負担割合を拡充。2025年に向けた対応としては、介護給付費の7割程度の税投入。 ・ 軽度の要介護者等への給付の見直し（重点化）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上を対象とする独立した、新高齢者医療制度を創設。財源は税7割、自己負担3割で、現役世代が加入する保険制度からの支援金は廃止。 ・ 公的医療保険制度は地域保険に再編・統合し、将来道州制が導入された際には道州単位で運営。 ・ 介護予防サービスなど比較的軽度な利用者へのサービスは介護保険の対象外とし、より重度の利用者に重点的に給付。 ・ 介護保険の自己負担を1割から2割に引上げ。 ・ 介護保険の運営主体は、将来的には、道州制の下で広域化した基礎自治体に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護の給付費は年金を上回る伸びが予想され、生命・健康に係ることから国民の関心が高い。年金よりも医療・介護に公費負担の優先度を与える。 ・ 高齢者医療については、75歳以上の高齢者を特別視することを改めること。一方、予算措置により1割負担とされている70歳から74歳の患者負担を法定の2割負担とするなど、高齢者の負担のあり方について再検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険の財源は、70歳以上の医療費に対し5割の公費を投入。窓口負担は、3歳以下を無料、70歳以上を1割、その他は2割とする。保険者は、保険者機能が発揮されるよう職域保険と地域保険の両立による「皆保険体制」とする。 ・ 高齢者（退職者）医療は、被用者グループが支える「退職者健康保険」、任意継続加入、地域の国保への加入を選択可能とする。 ・ 介護保険の給付対象を全年齢に拡大するとともに、被保険者範囲を医療保険加入者に拡大する。その際、保険料は所得に応じた応能負担とする。
	サービスの効率化、提供体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療について、当面は、医療機関・介護との機能分化と連携促進。ICT活用。地域医療の担い手確保。 ・ 2025年に向けた対応としては、診療情報の共有化、遠隔医療等ネットワーク化による医療機能の集約化。 ・ 介護について、当面は、地域ケア体制の整備や医療ケアニーズ対応への環境整備。 ・ 2025年に向けた対応としては、まちづくりのあり方も含めた総合的な医療・介護ニーズ対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所、基幹病院、専門病院等の役割分担の明確化、機能の集約化により、人材や設備等を有効的に活用。医療機関間で情報共有を促進。 ・ 公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療との併用（混合診療）を拡大。 ・ 株式会社の医療機関への参入促進により、多様な主体による医療機関の経営を実現。 ・ 介護保険施設への入所対象者はより重度者に限定。株式会社等、多様な経営主体の参入促進によって、サービス供給量と利用者の選択肢を増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護は効率化の余地が大きいとも指摘されている。出来高払いから包括払い方式への検討、後発医薬品の使用促進、保険者機能の強化（レセプトチェックの強化や健康づくりの推進等）、医療情報の保険者に対する開示や情報・サービスのIT化など競争促進による効率化、等により給付費総額の伸びを抑制すべき。 ・ 併せて、医師不足対策など、ニーズに合ったサービスが提供できるよう、質の向上や機能強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して暮らすための地域医療提供体制の確立及び医療と介護の切れ目のない連携。 ・ 患者本位の医療の提供と、患者・家族と医療現場との「信頼関係」の確立。 ・ 疾病予防や健康づくりの推進、公衆衛生などの危機管理体制の確立。 ・ 住み慣れた地域で安心して生活するための、「地域包括ケアシステム」の確立。 ・ 家族等介護者への支援体制充実及び仕事と介護の両立支援体制の確立。 ・ 介護労働者の適正な処遇による、安定的な人材の確保。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の多様化・流動化に対応した制度の見直し（対象者の負担能力、対象者の多い産業や労働市場の現状に即し実行可能性を考慮）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボット等の機器の実用化、普及。機器の安全性を評価する基準の早期策定、国際標準化等への取り組み。 ・ 保険外サービス市場の拡大により、介護事業が多様で付加価値の高いサービスを提供。 		

4. 年金	年金制度抜本改革の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の2階建てを維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新基礎年金制度と新拠出建年金制度の2階建て。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金制度の見直しに当たっては、すべての国民が現役時代に保険料を拠出することを基本とし、足りない部分を公費負担で補うという現行の基本的な考え方は将来にわたって維持すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持する制度設計。 ・ 自営業者等の所得捕捉が確実に実施されるまでの第一段階の年金改革として、基礎年金の全額税方式化と被用者年金一元化を進める。 ・ 第二段階の改革では、自営業者等の所得捕捉が制度化され、自営業者等の所得比例年金が制度として構築された後、所得比例年金を一元化し、基礎年金を最低保障年金へ転換。
	最低保障機能、基礎部分の設計・財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、基礎年金国庫負担2分の1を賄う安定財源を確保。 ・ 2025年に向けて、基礎年金財源への税負担割合の段階的引上げを図る（他の社会保障分野への給付、財政状況を勘案）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老後の必要最低限の生活保障のため、新基礎年金制度を創設。 ・ 新基礎年金制度は、65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付、財源は全額年金目的消費税（従業員負担分の保険料はゼロ）。保険料による負担を消費税での負担に置き換える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金部分は最低保障的な要素が強いことから財源の2分の1を国庫負担とし、保険料納付を義務付ける枠組み（社会保険方式）を堅持。事業主負担は残るものの、基礎年金部分についても「自助と共助」の考え方に基づく社会保険方式を基本とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一段階の改革で基礎年金を全額税方式化。2分の1を一般財源、残り2分の1を社会保障目的税（消費税）。基礎年金の給付水準は月額7万円程度。一定以上の年収世帯はクローバック。 ・ 第二段階の改革で基礎年金を最低保障年金へ転換。給付水準は月額7万円程度とし、一定以上の年収世帯はクローバック。 ・ 現行制度からの移行期間中の低年金・無年金者に対し、加算（補完）年金を実施。
	所得比例部分の設計（適用拡大・一元化等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して充実した老後の生活の確保のため、積立方式・個人勘定の新拠出建年金制度を創設。 ・ 新拠出建年金制度は、民間の金融機関等が運営する拠出建ての私的年金。国は税制面での優遇措置を行う。企業は従業員のため一定の拠出を行い、年金資産は加入者自身の判断と責任で運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生・共済年金の比例報酬部分は現状の枠組みのままとして保険料により給付を賄うものとする。 ・ 年金一元化については、一元化のメリット、移行のための手続きや期間について検討し、年金加入者や企業の負担と給付の具体的水準を示した上で、慎重に議論を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一段階の改革で被用者年金を一元化して、所得比例年金とする。すべての被用者が原則被用者年金に加入。労使負担割合を労働者45%、使用者55%とする（基礎年金の税方式化で軽減される事業主負担分を充当）。 ・ 第二段階の改革で、自営業者等の所得比例年金を創設し、被用者の所得比例年金と一元化する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額所得者等に対する給付の適正化。 ・ 低年金、無年金の高齢者に対する税負担による生活支援。 ・ 雇用の多様化・流動化に対応した制度の見直し（対象者の負担能力、対象者の多い産業や労働市場の現状に即し実行可能性を考慮）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金の最低加入年数を現行25年から10年に短縮する、保険料の未納期間については受給資格者に満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなどの対応によって「無年金問題」の解消を図るべき。 ・ 平均寿命の伸びや諸外国との比較から年金受給開始年齢を将来的に2年程度引き上げることもやむを得ないが、その場合は、高齢者の雇用促進策を講ずることを前提とし、また、就労が困難な高齢者に対しては、年金受給を選択できるなどの措置を講ずる必要がある。 ・ 高額所得者については、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組みとする。例えば、一定所得を超えた場合には、勤労意欲を減退させないよう、段階的に基礎年金を減額していくことも検討する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金の税方式化とクローバックの実施、自営業者等の所得比例年金への一元化の前提として、税と社会保障「共通番号」の早期導入が必要。 ・ 年金積立金の運用は国内債券を中心とした安全運用に徹する。

5. 子ども・子育て	仕事と子育ての両立、保育サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 安定財源確保と多様な主体の参入促進による待機児童の解消。 企業の役割はワークライフバランスの推進。 		<ul style="list-style-type: none"> 現物給付は諸外国と比べて給付水準が低く、保育所等の社会基盤整備、小中学校の給食費・教材費への充当などに努めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立、労働力・人材確保のために、保育サービスをはじめとした子育てサービスを総合的に提供する。 仕事と子育ての両立支援を通じて、女性の就業中断や離職を防止し、女性の就業率の向上を図る。
	子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限の導入を検討。全額税で対応。 		<ul style="list-style-type: none"> 「子ども手当」については、現物給付とのバランス等を考慮した上で、手当の水準や所得制限のあり方について検討する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付があっても、受け皿である現物がなければ子育てに必要なサービスが利用できないため、現物給付を優先し、現金給付とのバランスを図る。
	子ども・子育て新システムほか	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計の創設、企業負担増には反対。企業の役割はワークライフバランスの推進。 			<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みである「子育て基金（仮称）」構想を実現。 子ども・子育てに関わるすべての総合的なサービス支援拠点として、市区町村毎に「子ども・子育て総合支援センター（仮称）」を設置。 幼保一体化し、「こども園（仮称）」、放課後児童クラブ、多様な保育サービスなどの保育環境の整備・充実を図るとともに、利用者負担の軽減を実現。 児童養護施設等の設置・運営基準を改善など、要保護児童の子育ち環境と支援体制を強化する。 「子どもの貧困」、とりわけ先進諸国に比して多いひとり親の貧困を解消する。
6. 貧困・格差対策	社会的包摂（ワーキングプア対策等）				<ul style="list-style-type: none"> 三層構造によるセーフティネットの再構築により、誰もが安心して働くことができ、やむを得ず失業した時や病気になった時でも、スティグマが発生しない、利用しやすいセーフティネットとする。 第1層：雇用・社会保険ネット 第2層：求職者支援ネット 第3層：生活保障ネット
	住宅支援等				<ul style="list-style-type: none"> すべての人々の「居住の権利」を社会保障政策に位置づけ、「住宅セーフティネット」を確立。 高齢者（施設入居者等を含む）、障がい者、低所得者、失業者など誰もが住居を確保し、安心して暮らせるよう、現物給付（公営・借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設。 施設も「住まい」と位置づけ、ユニットケアを基本とし、個人の尊厳を重視した良質な居住環境を確保するとともに、プライバシーの確保が図られるよう整備。

7. 財源確保と財政健全化

<p>税負担のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料負担増での対応は経済の活力を削ぎ、雇用創出を阻害。税負担割合を拡大し、高齢者も広く負担する形へ転換。 ・基礎年金、高齢者医療、介護、子育て支援の給付の自然増と税負担割合の引上げ分に消費税を充当（消費税の社会保障目的税化）。 ・社会保障の安定財源を確保するための歳入改革が不可欠。当面残された歳入改革の大きな課題は消費税。 ・消費税率をできるだけ速やかに10%まで引き上げる。2020年代半ばまでに10%台後半に引上げ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金目的消費税率は2030年度までにかけて9~10%で推移。 ・公的年金等控除の縮小を検討（将来的には総合所得課税の下で同控除を廃止）。 ・消費税率引上げに伴う低所得層の負担増に配慮し、給付つき税額控除を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進展するわが国において、現役世代や企業に大きく依存した税・社会保障料体系を維持していくことは限界。 ・歳入増を図るためには、経済の活力強化により税収をあげることが不可欠。諸外国とのバランスのとれない税体系の見直しにより、国際競争力を強化するとともに、企業の成長を促進する税制により、地域の活性化を促進すべき。 ・直間比率の見直しを行って、法人実効税率、中小法人に係る軽減税率のさらなる引き下げを図る。その際、国税のみならず地方税の見直しも必要。 ・地域主権の実現に向け、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、「地域の自主・自立」の確保へ向けた国と地方のあり方と税制について検討すべき。 ・社会保障費は地方も負担していることから、地方負担分の増大に対する手当ても必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公平、連帯、納得」の改革理念により、抜本改革を推進。 ・所得税を抜本的に改革する（基礎・人的控除の組み替えで課税最低限の引上げ、税率構造を見直し、給付付き税額控除の導入、金融所得課税の強化から総合課税化へ、給与所得控除の見直し）。 ・資産課税を強化する（相続税の強化等）。 ・消費税の社会保障安定財源化（インボイス方式の導入等による欠陥是正、社会保障の安定財源として位置づけ、用途を明確化、課税最低限以下の層を対象に最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を還付する「消費税税額控除」を導入） ・法人所得課税の改革（企業の社会的責任に見合った税・社会保障料負担、中小企業やディーセントワークを支援） ・地方税財政を地方分権・社会保障機能強化に対応し、安定的な地方税体系の確立と、地方消費税の引上げを含めてあり方を検討
<p>財政健全化の同時達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化への対応（長期債務残高の対GDP比の安定的引き下げ）まで見据えると、歳出面での重点化をはかりつつも、最終的には、消費税率換算で20%を上回る財源が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えると、行財政改革を進める一方で、消費税を引き上げざるを得ない。ただし、引き上げのタイミングや導入の仕組みについては、十分な検討が必要。 ・特に、複数税率は導入すべきでない。また、円滑な価格転嫁の確保などに万全を期すことが必要。逆進性対策については、まずは、社会保障給付など歳出面で対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担増は、社会保障の機能強化とセットで行い、単なる増税とならないように説明責任を果たす。特に、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等、働く人を支援する給付を重点的に行うことで税と社会保障の一体改革に対する国民の理解を深める。 ・こうした改革と新成長戦略の実現で、2020年頃には、自然増収と合わせ財政健全化を同時達成することが期待される。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方が負担する社会保障費用の急増に配慮し、遍在性が小さく安定した財源を手当て。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国民に負担増を求める際には、国会議員の定数削減や公務員制度改革などにおいて、徹底した行財政改革により身を切る姿勢を具体的に示し、同時に実行する必要がある。また、景気への影響を最小限にとどめるために、負担増を求めるタイミングや経済運営に万全を期すことが必要。 ・財政健全化等を考えた場合には、税と保険料をあわせた国民負担率の一定の増加はやむを得ないものの、税と保険料のバランスや負担水準をどの程度にするのかを検討すべき。 	